

京都市消防局訓令乙第3号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防職員分限取扱規程の一部を次のように改正する。

平成19年10月 1日

京都市消防局長 折坂義雄

第2条の見出し中「降任、免職、休職」を「降任等」に改め、同条第1項中「、同項第1号の規定に該当するものとして職員を免職する場合」を削り、「不良若しくは」を「不良又は」に改め、同条第4項中「降任」を「降任し、」に、「実証並びに」を「実証、」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項に次のただし書を加え、同項を同条第3項とする。

ただし、休職の期間が3年に達していない場合であっても、消防局長（以下「局長」という。）が適当と認める場合は、免職することができる。

第2条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第28条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を免職する場合は、過去2年間における勤務成績を評定するに足る資料に基づき客観的に総合判定して勤務成績の不良若しくは適格性の欠如が明らかな場合又は別に定める場合とする。

第3条第1項中「消防局長（以下「局長」という。）」を「局長」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第4条中「降任若しくは免職し、」を「降任し、若しくは第11条の規定による上申により免職する場合」に改める。

第7条中「(同項第3号の規定により免職する場合を除く。)」を削り、同条に次の
ただし書を加える。

ただし、局長が別に定めるところにより職員を免職する場合は、この限りでない。

第11条を次のように改める。

(休職者の取扱い)

第11条 所属長は、休職者の休職期間が3年未満である場合において、現休職期間
が満ちても休職の事由が消滅せず、かつ、更新の必要がないと認めるときは、当該
職員に退職を促し、これに応じないときは法第28条第1項の規定に該当するもの
として、当該休職期間が満了する前に第7条本文の規定により分限処分を局長に上
申することができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局総務部人事課)